

別表三(一) 付表

「特定同族会社の留保金額から控除する留保控除額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、別表二の「判定結果 18」において「特定同族会社」に該当する法人が、法第 67 条第 1 項(特定同族会社の特別税率)の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「適格合併等により増加した利益積立金額 4」	適格合併若しくは適格分割型分割により被合併法人若しくは分割法人から引継ぎを受けた利益積立金額、連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により増加した利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により増加した利益積立金額を記載します。	
「適格分割型分割等により減少した利益積立金額 5」	適格分割型分割により分割承継法人に引き継いだ利益積立金額、連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により減少した利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により減少した利益積立金額を記載します。	
「積立金基準額 7」	この金額がマイナスとなる場合には、0 と記載します。 なお、「期末利益積立金額 6」の金額がマイナスである場合には、「同上の 25%相当額 2」の金額にそのマイナスの金額の正数金額を加算した金額を記載します。	例えば、「2」の金額が 25,000,000円、「6」の金額が△5,000,000円である場合には、25,000,000円と 5,000,000円との合計額 30,000,000円を「7」に記載します。
「定額基準額 2,000 万円× $\frac{1}{12}$ 8」	$\frac{1}{12}$ の分子には、当期の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。	
「法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。)(別表四「19」及び益金不算入附帯税(利子税を除く。)の受取額) 14」	別表四の「所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等 19」の金額並びに法第 26 条第 4 項(還付金等の益金不算入)に規定する附帯税(利子税を除きます。)の負担額として内国法人(連結親法人)が受け取る金額及び同条第 5 項に規定する他の内国法人(連結法人)が附帯税(利子税を除きます。)の負担額の減少額として受け取る金額の合計額を記載します。	法第 26 条第 4 項に規定する法人税の負担額及び地方法人税の負担額として内国法人(連結親法人)に帰せられる金額並びに同条第 5 項に規定する法人税の減少額及び地方法人税の減少額として他の内国法人(連結法人)に帰せられる金額は、含まれません。
「他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額 18」	別表八(三)「13」の金額のうちに法第 62 条の 5 第 4 項(現物分配による資産の譲渡)の規定により益金の額に算入されない金額に対応する部分の金額がある場合には、その対応する部分の金額を控除した金額の合計額を記載します。	

3 根拠条文

法 67、令 139 の 7～140